

改正後				現行																					
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄		費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄																		
(2)			一般生活費保護単価表 略	(2)			一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)																		
一般生活費			算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護 単価90,800円×その月初日の別に定め る基準による病虚弱等措置児童数	一般生活費			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>入所児分 47,430円 通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>入所児分 47,860円 通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>乳児分 48,080円 乳児以外分 47,680円</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>10,340円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円	児童自立支援施設	入所児分 47,430円 通所児分 14,600円	情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円 通所児分 14,600円	里親	乳児分 48,080円 乳児以外分 47,680円	乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円	ファミリーホーム	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円	自立援助ホーム	10,340円	母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円
施設種別	一般生活費(月額)																								
児童養護施設	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円																								
児童自立支援施設	入所児分 47,430円 通所児分 14,600円																								
情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円 通所児分 14,600円																								
里親	乳児分 48,080円 乳児以外分 47,680円																								
乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円																								
ファミリーホーム	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円																								
自立援助ホーム	10,340円																								
母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円																								
			(2) 略				算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護 単価90,770円×その月初日の別に定め る基準による病虚弱等措置児童数																		
			(3) 略				(2) 里親又はファミリーホームに対し各 月初日以外の日に委託又はその解除の 措置があった場合 里親又はファミリーホームに対し各 月初日以外の日に委託又は解除の措置 があった乳児(1歳未満の者をいい、 月の途中において1歳に達した者につ いては、その月中は乳児とみなす。)又 は乳児以外の児童のその月分について は(1)の定めにかかわらず、次の算式に より算定した額。 算式 ((1)の里親又はファミリーホームの 一般生活費月額保護単価÷30.4)×そ の月の委託措置児童延人員数																		
							(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、乳児院及び 母子生活支援施設に在籍する措置児童 の3年度分の日数又は、措置解除の日 以外の日があった場合																		

改正後

現行

略

費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(2) 一 般 生 活 費			<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、前年度又は直近の3年度に在籍する児童の延べ日数に基づき算出する日数に、措置児童又は生活支援施設に措置された児童（母子生活支援施設に措置された児童）の延べ日数に、措置児童又は生活支援施設に措置された児童（母子生活支援施設に措置された児童）の延べ日数に基づき算出した額。</p> <p>算式 $\frac{(1) \text{一般生活費月額保護単価} \div 30.4}{\times \text{その月の措置児童(者)延人員数}}$ </p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 $\frac{\text{月額保護単価} \div \text{その月の開所日数}}{\times \text{その月の通所した日数}}$ </p> <p>(注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5) 一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式 $\text{法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数} \times 1,560 \text{円} (\text{児童が乳児の場合、延児童数} \times 1,800 \text{円})$ </p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数 $\times 3,150 \text{円}$ (ただし、6か月以内に措置の変更をする場合を除く)</p>
	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合にその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式 $\text{別に定める基準による延児童数} \times 5,500 \text{円}$ </p>

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	
(5) 助産施設基本分	ア 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>	
	イ 点数以外の分	(ア) 助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき148,310円を限度として支弁できる。
			胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
			新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	イ	(エ) 保険料 点数以外の分	保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童		その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であつて、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部1学年に入学するもの。		次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(7) 教 育 費		(4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1682 501 2145 671"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円								

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
教育費			算式(5) 略 算式(6) 略 算式(7) 特別加算費年額保護単価58,500円× 特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数	教育費			算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。 算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児190円、中学校該当児270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(7) 特別加算費年額保護単価58,100円× 特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数
学校給食費	略	略	略	学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(9)見学旅行費	略	略	略	(9)見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年(特別支援	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(9) 見学旅行費	略	略	略
(10) 入進学支度金	略	略	略
(11) 特別育成費	略	略	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 略</p> <p>算式(2) 特別加算費年額保護単価58,500円×高等学校第1学年入学措置児童数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見」に参加するもの。		<p>見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価(年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円
学 年 別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	20,600円										
中学校第3学年	55,900円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円										
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円		
学 年 別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	39,500円										
中学校第1学年進学児童	46,100円										
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費 通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際して必要な学用品費等	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) 特別加算費年額保護単価58,100円×高等学校第1学年入学措置児童数</p>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円		
公私別	保護単価(月額)										
国・公立高等学校	22,270円										
私立高等学校	32,970円										

改正後

現行

略

費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,070円×12月初日の措置又は一時保護児童数
医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所において一時保護児童であつて疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるために	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(14) 医療費	その支弁を必要と認められるもの。		
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合においては、算式(2)により算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

改正後				現行																											
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																								
(16) 児童用採暖費			略	(16) 児童用採暖費			<p style="text-align: center;">児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設種別 級地別</th> <th style="text-align: center;">児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親</th> <th style="text-align: center;">乳児院</th> <th style="text-align: center;">母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">旧5級地</td> <td style="text-align: center;">6,820円</td> <td style="text-align: center;">7,210円</td> <td style="text-align: center;">1,130円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧4級地</td> <td style="text-align: center;">5,220</td> <td style="text-align: center;">5,660</td> <td style="text-align: center;">960</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧3級地</td> <td style="text-align: center;">3,380</td> <td style="text-align: center;">3,590</td> <td style="text-align: center;">590</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧2級地</td> <td style="text-align: center;">2,520</td> <td style="text-align: center;">2,620</td> <td style="text-align: center;">380</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の地域</td> <td style="text-align: center;">1,260</td> <td style="text-align: center;">1,260</td> <td style="text-align: center;">190</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設通所部	旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220	5,660	960	旧3級地	3,380	3,590	590	旧2級地	2,520	2,620	380	その他の地域	1,260	1,260	190
施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設通所部																												
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																												
旧4級地	5,220	5,660	960																												
旧3級地	3,380	3,590	590																												
旧2級地	2,520	2,620	380																												
その他の地域	1,260	1,260	190																												
(17) 就職支度費	略	略	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価77,000円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 略</p>	(17) 就職支度費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費</p> <p>(2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価75,000円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>																								

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(18) 大学進学等自立生活支度費	略	略	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価 $77,000円 \times \text{その月の進学による措置解除児童数}$</p> <p>算式(2) 略</p>	(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価 $75,000円 \times \text{その月の進学による措置解除児童数}$</p> <p>算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護 単価137,510円\timesその月の別に定める基準による進学による措置解除児童数</p>
(19) 葬祭費	略	略	略	(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの(以下「死亡児」という)	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価153,900円\times死亡児数</p>
(20) 連れもどし費	略	略	略	(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したものの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額(運賃については、普通旅客運賃)とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(21) 里親委託児童 里親親受手託当支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円×1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目は87,000円×1人 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数
(22) 受付託ア支度リホーム	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数

改正後

現行

3 略

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 略

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

改正後

現行

算式(2)

[(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 略

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算課程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

第7 略

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 略

第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置

児童福祉法の一部改正(平成9年法律第74号)により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第9 略

第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

改正後

現行

略

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100
C1	A 階層及びD 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500
C2		所得割の額がある世帯	2,200
D1	A 階層及びB 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000
D5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)

改正後

現行

略

D6

403,001円から
703,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が54,200円
を超えるときは
54,200円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が27,100円
を超えるときは
27,100円とする。)

D7

703,001円から
1,078,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が68,700円
を超えるときは
68,700円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が34,300円
を超えるときは
34,300円とする。)

D8

1,078,001円から
1,632,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が85,000円
を超えるときは
85,000円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が42,500円
を超えるときは
42,500円とする。)

D9

1,632,001円から
2,303,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が102,900
円を超えるときは
102,900円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が51,400円
を超えるときは
51,400円とする。)

D10

2,303,001円から
3,117,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が122,500
円を超えるときは
122,500円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が61,200円
を超えるときは
61,200円とする。)